

# 駐車場利用約款(自転車・バイク)

近鉄不動産株式会社(以下「当社」という。 )が運営管理するPat時間貸駐輪場(以下「Pat」という。 )は、下記の規定に従ってご利用いただけます。ただし、駐輪場内に他の規定が掲出されている場合は、この限りではありません。

## 1. 駐輪スペースの提供

- (1) Patは短時間駐輪するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、自転車・原動付自転車・自動二輪車(以下「車両」という。 )をお預かりするものではありません。また、当社の承諾なく、Patにおいて営業を行うことは禁止します。
- (2) Pat内における喫煙およびゴミの投棄はしないでください。不法投棄を発見したときは、直ちに最寄りの警察まで通報します。
- (3) 飲酒運転(薬物等を含む)による利用は禁止です。
- (4) 場内での走行は禁止します。車両からおりて移動してください。
- (5) 機器、施設を破損させた場合は、速やかに場内掲示の緊急連絡先へご連絡ください。
- (6) 自転車駐輪用ラック他、機器トラブルが発生した場合、約款内容を確認のうえ緊急連絡先へご連絡ください。利用者の判断で無理に入出庫されたことが原因で車両が破損されても、当社では一切責任を負いかねます。また、出庫に際してお待ち頂く時間等の損害賠償も当社では負いかねます。
- (7) 場内の注意看板、掲示物に記載されている内容を遵守してください。

## 2. 免責

当社は、Pat内における車両、その付属装着物または積載物の盗難・紛失または毀損については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き一切責任を負いません。当社は、Patの利用者が、駐輪場の他の利用者もしくはその他の人の行為または駐輪場内に存在する車両またはその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他Pat内で発生した当社の責に帰すべき事由によらない原因に起因して被った損害について責任を負いません。

## 3. 駐輪時間

Patは、短時間の駐輪を目的とする駐輪場ですから、駐輪時間は最長48時間までとします。継続して48時間を超えて駐輪しないでください。ただし、事前に当社より承認を受けた場合はこの限りではありません。

## 4. 駐輪することができる車両

- (1) Pat内に駐輪することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐輪することはできません。

	車両全長	車両全幅	最高車両高	タイヤ幅	車両総重量
自動二輪車(排気量 50 cc超)の場合	2400mm 以下	1000mm 以下			
原動付自転車(排気量 50 cc以下)の場合	1900mm 以下	700mm 以下			
自転車の場合	1785mm 以下	600mm 以下	1100mm 以下 (ロック式の場合)	32mm 以上 48mm 以下 (ロック式の場合)	20kg 以下 (ロック式の場合)

- (2) (1)の基準に該当する車両でも、下記の車両は駐輪することができません。

### 1. 車両共通

- ・ロックできない形状の車両等、車両入庫認識装置が作動しない恐れがある形状の車両。
- ・付属装着物等があり、接触により駐輪場施設もしくは機器または他の車両の損傷を発生させる恐れのある車両。

・危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害する恐れのある物または悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

## 2. 自動二輪車・原動付自転車の場合

・無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。

・自動車登録番号に覆いがされ、または外されている車両等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両。

・自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。

・仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。

(3) (1)(2)の規定の適用に際しては、車両の付属装着物および積載物を含めて判断するものとします。

(4) 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者またはその他の反社会的組織に属している者の駐輪(利用)はお断りさせていただきます。

## 5. 駐輪料金

(1) Pat利用者は、駐輪場に掲出した料金額および料金体系により、駐輪時間に応じた駐輪料金をお支払い頂きます

(2) 駐輪時間は、ロック式駐輪場の場合は、センサーが感知した駐輪スペースへの入庫から出庫までの時間、また、ゲート式駐輪場の場合は、駐輪場構内への入場時の発券から出場時の収券までの時間とします。なお、駐輪位置が所定の位置であるか否かとを問わず、ロック式駐輪場でロック装置がセットされていないことを確認した場合は、当社または管理委託先においてロック装置をセットします。

(3) 駐輪料金は、駐輪場内に備付けの精算機、支払機等にてお支払いください。

車室番号間違いによるご返金はいたしかねます。

(4) ロック装置やゲートの状況にかかわらず、精算手順にしたがった精算行為を行ってください。

(5) 駐車券を紛失した場合は、3万円を上限として駐輪料金としてお支払いのうえ、出庫いただきます。なお、具体的な金額は、駐輪場によって異なります。また、当社において、最長駐輪時間を超えて駐輪されたことを確認し、その駐輪料金が上記金額を超えるときは、当該駐輪料金全額をお支払いいただきます。

## 6. 駐輪方法

(1) Patの利用者は、駐輪場内に掲出された方法にしたがい示された駐輪スペース内に駐輪してください。駐輪スペース以外の場所に駐輪しないでください。

(2) 駐輪場が満車の場合等に駐輪場内外で「入り待ち」をしないでください。

(3) 駐輪場内での駐輪時または停車時には、エンジンを停止させてください。

ただし、当社が別途承諾する場合は、この限りではありません。

## 7. 不正駐輪

Patの利用者が、駐輪料金を支払わないで、車両を駐輪スペースから出庫、または駐輪場外へ移動したとき、正規の駐輪スペース以外の場所へ駐輪したとき、ならびに当社が不正な駐輪方法と認めたととき、発見次第チェーンロックをかけさせていただきます。

## 8. 放置車両の取り扱い

(1) Patの利用者が、予め当社への届出を行うことなく7日間を超えて車両を駐輪している場合、当社は、これらの利用者に対して、駐輪場において掲示することにより、当社が指定する日まで当該車両を引取することを請求することができるものとします。その際、利用者の方のチェーン等を切断する場合がありますので、ご承知ください。

(2) (1)の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないときまたは当社の過失なくして利用者を確認することができないときは、当社は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者および使用者をいう。以下同じ。)に対して通知し、または駐輪場において掲示することにより、当社が指定する日までに車両を引取することを請求することができるものとします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡請求、またはその他事情のいかなるを問わず何らの異議を申し

立てないものとします。

- (3) (1)(2)の請求を書面(駐輪場内掲示も含む)により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4) 当社は、(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、当社の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- (5) 当社は、(1)の場合において、利用者または所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができるものとします。
- (6) 当社は、(1)の場合において、管理上支障があるときは、駐輪場において掲示して予告したうえで、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (7) 当社は、所有者等が車両を引取することを拒み、もしくは引取ることができず、又は当社の過失なくして所有者等を確知することができない場合であって、所有者等に対して通知し、または駐輪場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期間内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、所有者等に対して通知し、または駐輪場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、所有者等に対して通知し、または駐輪場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (8) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、遅延なくその旨を所有者等に対して通知し、または駐輪場において掲示するものとします。
- (9) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐輪料金ならびに車両の保管、移動および処分のために要した費用があればこれを控除します。なお、不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを所有者等に返還するものとします。

#### 9. 利用者の賠償責任

Patの利用者が、本約款もしくは駐輪場内に掲出された規定に違反した場合または故意もしくは重大な過失により駐輪場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害(その結果駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償していただきます。

#### 10. 本約款等の変更

当社は、Patの利用者へ事前の承諾なしに、本約款および駐輪場の各規定について、その変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、Patの利用者に告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日または適切な告知方法において明示した効力発効日より生ずるものとする。

以上

当社は、第4条(1)の基準に該当する車両であるか否かにかかわらず、駐輪スペース以外に駐輪している車両等を発見した場合には、移動、売却、廃棄その他必要な措置を講ずることができるものとします。

2020年10月7日改定